

『蔵王やすらぎの里』

指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(山形市指定 第 0670100353 号)

目 次

1. 施設経営法人
2. ご利用施設の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. サービス利用にあたっての留意事項
6. 緊急時の対応
7. 非常災害対策について
8. 拘束禁止及び人権擁護について
9. 高齢者虐待について
10. 守秘義務について
11. 個人情報の保護について
12. 社会福祉法人減免制度
13. 事故発生時の対応
14. 苦情の受付について
15. 連帯保証人の設定
16. その他

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 妙光福祉会
- (2) 法人所在地 山形県山形市蔵王上野字南坂920番地
- (3) 電話番号 023-688-6266
- (4) 代表者氏名 理事長 柳 生 法 雄
- (5) 設立年月日 昭和59年9月27日

2. ご利用施設の概要

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護
平成 12年4月1日指定 山形市 第0670100353号
指定介護予防入所者生活介護
平成 18年4月1日指定 山形市 第0670100353号
- (2) 施設の目的 指定短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り在宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、冠婚葬祭やご家庭の諸事情で一時的に自宅で生活を送ることが困難な方に、施設の持つ機能を短期間提供し、利用していただく制度です。
- (3) 施設の名称 蔵王やすらぎの里 指定短期入所生活介護事業所
- (4) 施設の所在地 山形県山形市蔵王上野920番地
- (5) 電話番号 023-688-7022
- (6) 施設長氏名 柳 生 法 雄
管理者氏名 小 笠 原 朋 秋
- (7) 当施設の運営方針
- ・利用者が安心して生活できるよう「安全」な施設作りを目指す。
 - ・利用者が「快適」に暮らせる生活の確保を目指す。
 - ・利用者が常に「やすらぎ」を得られる豊かで安定した日常生活の提供を目指す。

(8) 開設年月日 平成5年4月1日

(9) サービス提供日及び提供時間

提供日	年中無休（送迎については、元旦のみ休業）
受付時間	随時（緊急の場合は夜間も受け付けます）

(10) 利用定員 10人

*なお、長期利用者の入院に伴い空床が出た場合は10名を超えてもご利用できます。

(11) 第三者評価の実施の有無 なし

(12) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、個室・2人部屋・4人部屋ですが、ご希望される居室がある場合は、その旨お申し出ください。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	12室	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)も含めた部屋数です。
2人部屋	15室	
4人部屋	7室	
合計	34室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	
浴室	1室	一般浴 チェア浴（車椅子のまま入れる浴槽） 機械浴（寝たまま入れる浴槽）
医務室	1室	
デイルーム	4ヶ所	
相談室	1室	

*上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく必要はありません。

◇ 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

◇ 居室に関する特記事項

1. すべての居室にトイレ、洗面所がついています。
2. 個別のロッカー、床頭台、ナースコールが設置されています。

3. 介護用ベッド、羽毛布団、綿毛布、タオルケット、リネン1式がついています。
4. テレビ、電気毛布類については持ち込み可能です。施設にも準備してありますが、数に限りがありますのでご相談ください。電気料金については、1回の利用期間につき100円の自己負担となります。

3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（特別養護老人ホーム配置に準ずる）

〈主な職員の配置状況〉 *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

令和 7年2月1日 現在

職 種	指定基準	常勤	実人数	職務内容
施設長	1	1	1	施設及び職員の管理を行います。
管理者	1	1	1	施設及び従業員の管理を行います。
生活相談員	1	1	1	契約者又はご家族に対し相談に応じ、社会生活に必要な支援を行います。
医師（嘱託）	(1)	(1)	(1)	契約者に対し健康管理及び療養上の指導を行います。
看護職員	3 : 1 (24)	3 : 1 (24)	1	健康状態の維持及び疾病の早期発見と予防に努めます。
介護職員			24以上	介護や日常生活全般の世話等を行います。
栄養士	1	1	1	契約者の栄養管理を行います。

その他の職員として、事務担当者、営繕関係者、調理関係者等を配置しております。

〈主な職種の勤務時間〉

職 種	勤 務 時 間
1. 介護職員	<p>標準的な時間帯における最低配置人員</p> <p>A3 勤： 7：00～16：00</p> <p>B1 勤： 8：00～17：00</p> <p>B2 勤： 8：30～17：30</p> <p>E1 勤： 9：00～18：00</p> <p>F1 勤： 10：00～19：00</p> <p>G1 勤： 11：00～20：00</p> <p>H1 勤： 12：00～21：00</p> <p>Z1 入勤： 16：00～翌日10：00</p> <p>W1 勤： 21：00～翌日 7：00</p> <p>(土・日・祝日も変わりありません)</p>
2. 看護職員	<p>標準的な時間帯における最低配置人員</p> <p>A4 勤： 7：30～16：30</p> <p>B1 勤： 8：00～17：00</p> <p>E1 勤： 9：00～18：00</p> <p>F1 勤： 10：00～19：00</p>
3. 生活相談員	<p>月～金曜日 8：30～17：30</p> <p>(原則として土・日・祝日は休みになります)</p>

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 利用料金 (自己負担分) 令和7年2月1日現在
 指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用
 料金は下記のとおりです。

但し、法定代理受領サービスの場合にご契約者にお支払いいただく利用料金は下記の
 () 内に記載した利用料金となります。

《一割ご負担の場合》

一日につき(単位：円)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護料	4510 (451)	5610 (561)	6030 (603)	6720 (672)	7450 (745)	8150 (815)	8840 (884)
看護体制加算(I)	/		40 (4) 常勤の看護師を配置				
夜勤職員 配置加算(I)			130 (13) 厚生労働省の定める基準に規定する夜勤帯の職員配置基準 を満たした場合の加算				
送迎加算 (片道)	1840 (184) * 1月1日(元旦)は送迎をお休みさせていただきます						
緊急短期入所 受入加算	/		900 (90) * 7日を限度とするが、やむを得ない事情がある場合は 14日いただきます				
サービス提供 体制強化加算(I)			220 (22) 勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上				
介護職員等処遇 改善加算(I)	介護料 + 各加算・減算 × 14% 介護職員等の処遇改善に取り組む事業者において算定						
長期利用者 提供減算	長期利用の適正化について 連続して30日を超える日以降利用する場合の減算						
	4,420 (442)	5,480 (548)	一日につき -300 (-30)				
	/		長期利用の適正化について連続して 60日を超える日以降利用する場合の減算				
5,730 (573)			6,420 (642)	7,150 (715)	7,850 (785)	8,540 (854)	

※表の負担額を適用する場合、介護保険要介護状態区分別の「支給限度基準額」内である事が条件となります。「支給限度基準額」を超えた分の料金については全額自己負担となります。

※短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護を30日以上連続して利用した31日目の介護料及び加算は介護保険の給付対象外となり、全額自己負担となります。

《二割ご負担場合》

*一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割になります。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護料	4510 (902)	5610 (1122)	6030 (1206)	6720 (1344)	7450 (1490)	8150 (1630)	8840 (1768)
看護体制加算 (I)			40 (8) 常勤の看護師を配置				
夜勤職員 配置加算 I			130 (26) 厚生労働省の定める基準に規定する夜勤帯の職員配置基準を 満たした場合の加算				
送迎加算 (片道)	1840 (368) * 1月1日 (元旦) は送迎をお休みさせていただきます。						
緊急短期入所 受入加算			900 (180) * 7日を限度とするが、やむを得ない事情がある場合は 14日いただきます。				
サービス提供 体制強化加算 (I)			220 (44) 勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上				
介護職員等処遇 改善加算 (I)	介護料 + 各加算・減算 × 14% 介護職員等の処遇改善に取り組む事業者において算定						
長期利用者 提供減算	長期利用の適正化について 連続して30日を超える日以降に利用する場合の減算						
	4,420 (884)	5,480 (1,096)	一日につき -300 (-60)				
			長期利用の適正化について連続して 60日を超える日以降に利用する場合の減算				
5,730 (1,146)			6,420 (1,284)	7,150 (1,430)	7,850 (1,570)	8,540 (1,708)	

※表の負担額を適用する場合、介護保険要介護状態区別の「支給限度基準額」内である事が条件となります。「支給限度基準額」を超えた分の料金については全額自己負担となります。

※短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護を30日以上連続して利用した場合、31日目の介護料及び加算は介護保険の給付対象外となり、全額自己負担となります。

《三割ご負担の場合》

*一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が3割になります。

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護料	4510 (1353)	5610 (1683)	6030 (1809)	6720 (2016)	7450 (2235)	8150 (2445)	8840 (2652)
看護体制加算 (I)			40 (12) 常勤の看護師を配置				
夜勤職員 配置加算 (I)			130 (39) 厚生労働省の定める基準に規定する夜勤帯の職員配置基準を 満たした場合の加算				
送迎加算 (片道)	1840 (552) * 1月1日 (元旦) は送迎をお休みさせていただきます。						
緊急短期入所 受入加算			900 (270) * 7日を限度とするが、やむを得ない事情がある場合は 14日いただきます。				
サービス提供 体制強化加算 (I)			220 (66) 勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上				
介護職員等処遇 改善加算 I	介護料 + 各加算・減算 × 14% 介護職員等の処遇改善に取り組む事業者において算定						
長期利用者 提供減算	長期利用の適正化について 連続して30日を超える日以降に利用する場合の減算						
	4,420 (1,326)	5,480 (1,644)	一日につき -300 (-90)				
			長期利用の適正化について連続して 60日を超える日以降に利用する場合の減算				
5,730 (1,719)			6,420 (1,926)	7,150 (2,145)	7,850 (2,355)	8,540 (2,562)	

※表の負担額を適用する場合、介護保険要介護状態区分別の「支給限度基準額」内である事が条件となります。「支給限度基準額」を超えた分の料金については全額自己負担となります。

※短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護を30日以上連続して利用した場合、31日目の介護料及び加算は介護保険の給付対象外となり、全額自己負担となります。

・その他の法定料金及び自己負担額

介護保険負担限度額について、軽減対象となる方は、以下のすべてに該当する方です。

- ・世帯全員の住民税（市町村民税）が非課税であること
- ・世帯分離している配偶者の住民税（市町村民税）が非課税であること
- ・預貯金（現金、有価証券なども含む）などが以下の金額を超えていないこと
生活保護を受給されている方（第1段階）→預貯金要件なし
市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者（第1段階）→単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円
年金収入等 80 万円以下(第2段階)→単身 650 万円、夫婦で 1,650 万円
年金収入等 80 万円超 120 万円以下(第3段階①)→単身 550 万円、夫婦で 1,550 万円
年金収入等 120 万円超(第3段階②)→単身 500 万円、夫婦で 1,500 万円

負担段階	一日あたりの滞在費		一日あたりの食費
	従来型個室	多床室	
第1段階	380 円	0 円	300 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税（市町村民税）が非課税であるか、老齢福祉年金を受給している方 ・生活保護を受給している方 		
第2段階	480 円	430 円	600 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税世帯非課税で合計所得と年金収入の合計が 80 万円以下の方 		
第3段階①	880 円	430 円	1,000 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税世帯非課税で、合計所得と年金収入の合計が 80 万円以上 120 万円以下の方 		
第3段階②	880 円	430 円	1,300 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税世帯非課税で、合計所得と年金収入の合計が 120 万円を超える方 		
第4段階	1231 円	915 円	1,445 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯内に住民税課税者がいる方 ・住民税を課税されている方 		
食費	朝食 360 円	昼食 600 円	夕食 485 円
	<ul style="list-style-type: none"> *電気料（居室テレビ・電気毛布等） 100 円/1 回の利用期間につき *複写代 10 円/1 枚 *理容代 2,200 円 *行事費（外出会・おやつ作り等） 実費相当 		

※介護料の中には、オムツ代・洗濯代のほか、普段の生活に必要な部分が含まれています。

※二重線内は、介護保険給付対象外です。

(2) 利用料金のお支払方法

①口座振替のお支払方法

前記の料金・費用は毎月末締めとし、翌月 10 日以降に一括請求とさせていただきます。郵便振替もしくは銀行振替にてお支払ください。ただし、口座引き落としの際、1 サービスにつき下記のとおり手数料をご負担していただきます。

きらやか銀行	手数料 1 件につき 100 円+税ご負担	26 日振替
上記以外の金融機関	手数料 1 件につき 130 円+税ご負担	26 日振替

②指定金融機関にお振込みいただく方法

請求させていただきました金額を下記の金融機関にお振込みいただきますが、手数料はご利用者負担とさせていただきます。

《振込先》

きらやか銀行	桜田支店
普通預金	0 0 3 2 9 0
蔵王やすらぎの里	指定短期入所生活介護事業所
施設長	柳 生 法 雄

(3) 要介護認定がなされていない場合のご利用

要介護認定申請中、または更新中の方でもご利用することはできますが、料金は要介護度が決定した後に請求させていただきます。

(4) 利用料金のお支払がない場合

利用料金のお支払がない場合は、今後のご利用についての相談をさせていただきます。

(5) 介護保険料の支払がない場合

全額自己負担でご利用いただきます。後日保険料が支払われましたら、市町村の介護保険課より利用料金の 7 割、8 割又は 9 割が戻ります。(償還払い)

(6) 介護保険枠外でのご利用

全額自己負担になります。

(7) 提供サービス概要

主なサービス	サービス内容 (概要)
食 事	<p>お一人おひとりの状態にあった食事を提供します。 特別に医療的な指導があり食事を制限されている方には、治療食の提供をいたします。また、施設から提供される以外の食事や間食を希望される方には実費での提供や持ち込みも可能です。 食事時間は次のようになっています。</p> <p style="padding-left: 40px;">朝 食 7:45～ 昼 食 11:45～ 夕 食 17:30～</p>
入 浴	<p>お一人おひとりの身体状況に応じた入浴形態で提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 歩行可能な方を対象にした一般浴(水・土実施) * 座位が取れる方を対象にしたチェア浴(水・土実施) * 座位が取れない方を対象にした臥床式特浴 (月・火・木・金実施) <p>上記3種類の形態で行います。 何れも時間帯は、14:00～16:30の間に行います。</p>
排 泄	<p>お一人おひとりの状態にあった排泄介助を行います。 オムツを使用している方については、定時でのオムツ交換のほか随時にも行います。 自立している方には随時誘導し介助を行います。</p>
送 迎	<p>通常の送迎実施地域は、山形市及び上山市となります。</p> <p>・迎え 9:00～ ・送り 15:00～</p>
その他の日常生活における介護	<ul style="list-style-type: none"> ・朝晩の口腔ケアを行います。 ・寝たきりの方については、安静を保ち、快適でやすらぎを得られる介護の提供に努めます。 ・その他日常生活にかかる介護の提供をします。 ・髭剃り介助が必要な方は電気カミソリの持参をお願い致します。

(8) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに担当の居宅介護支援専門員(ケアマネージャー)を通して申し出てください。但し、区分支給限度基準額を超えた利用につきましては全額自己負担となります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、施設の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. サービス利用にあたっての留意事項

契約者は次の事項を遵守していただきます。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活を行うこと。
- (2) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵さないこと。
- (3) けんか、口論、泥酔等で他の契約者等に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害さないこと。
- (5) 指定した場所以外で火気を用いないこと。
- (6) 故意に施設または物品に損害を与え、これを持ち出さないこと。
- (7) ハラスメント(カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメント等)行為をしないこと。例えば、施設の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・過剰な福祉サービスの要求・誹謗中傷等。
- (8) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載しないこと。
- (9) 現金及び貴重品の持参の場合、施設では管理できませんので、お持ち下さらないようお願いいたします。
- (10) その他管理上必要な指示に従うこと。

6. 緊急時の対応

サービス提供時、利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかにご家族様、かかりつけ医又は協力医療機関に連絡し、ご相談したうえで対応させていただきます。

7. 非常災害対策について

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

8. 拘束禁止及び人権擁護について

緊急やむを得ない場合を除き、契約者の方の身体的拘束及び行動を制限する行為は行いません。そのために、転倒による骨折やけがをされる恐れのある契約者の方には、ご家族の方も含めて話し合いを行い、ご理解を得られるように致します。

また、契約者の人権を擁護するために関係機関との連携や精神・身体・財産の保全に努めます。

9. 高齢者虐待について

事業者は、契約者への虐待防止のため、高齢者虐待防止法に基づいた措置を講じます。

10. 守秘義務について

契約者個人の情報及びその家族の方の個人情報の取り扱いについては、十分な配慮を行うとともに、職員をはじめ、実習生やボランティアを受け入れる際にも守秘義務について遵守します。*施設では介護福祉士や看護師養成の為、養成校より依頼のあった場合は、実習生として受け入れる場合があります。

また、サービス担当者会議や居宅介護支援事業所、他のサービス機関等への情報提供を行う際はご本人及びご家族より同意を得た上で行います。

11. 個人情報の保護について

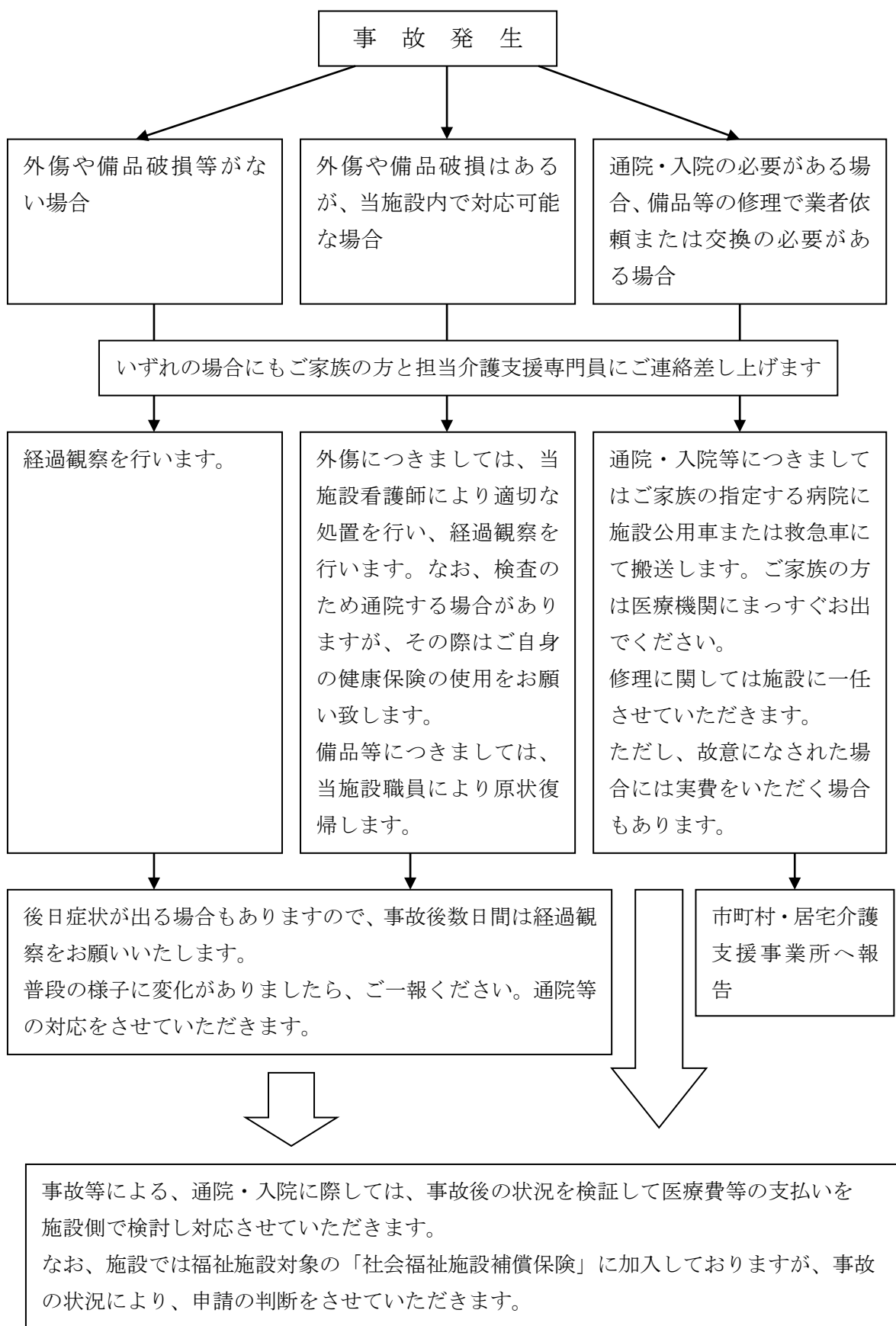
- (1) 事業者は、契約者及びその家族の個人情報の収集については、利用目的の達成の限度において行い、法令の定めに基づく場合以外はその都度、利用者の同意を得たうえで提供します。

- (2) 事業者は、契約者及びその家族の個人情報については、適切に保管します。
- (3) 事業者は、契約者及びその家族の個人情報について当初の目的を達成し法で定められている保管期間を超えた場合は速やかに、外部漏洩しないように適切に廃棄いたします。

1 2. 社会福祉法人減免制度

社会福祉法人妙光福祉会は、多くの皆様にご利用いただくために社会福祉法人減免制度を取り入れております。適用なる方は山形市への申請が必要になります。なお、減免が認定された方は、事業所にお知らせ下さい、また他施設にて申請済みの方は、確認証の提示をお願いいたします。

1 3. 事故発生時の対応



14. 苦情の受付について

(1) 当施設におけるお問い合わせ、苦情についての受け付け
当事業所における専用窓口は以下の担当で受け付けます。

- ・苦情受付窓口（担当者）
[管理課長補佐] 峯田 文朝
- ・受付時間 毎週月曜日～金曜日
8:30～17:30
- ・電話 023-688-7022

苦情解決の手順

- ① 相談・苦情受付
- ② 相談・苦情受付内容の確認と報告
- ③ 解決に向けての話し合い
- ④ 相談苦情解決の記録と報告

(2) 行政機関その他苦情受付機関

山形市福祉推進部 指導監査課 高齢福祉指導係	山形市旅籠町2丁目3-25 023-641-1212
上山市役所 健康推進課	上山市河崎1丁目1-10 023-672-1111
国民健康保険団体連合会	寒河江市大字寒河江字久保6 0237-87-8006
山形県福祉サービス運営適正化委員会	山形市小白川町2-3-31 023-626-1755

15. 連帯保証人の設定

契約者は、契約の有効期間中に事理弁識能力（自分で物事を判断したり決定したりする能力）の欠く場合に備えて、契約者の家族などをあらかじめ連帯保証人として定めなければなりません。

連帯保証人は、契約者の身元を保証するとともに、契約者の利用料金等の金銭に関するすべての事項について、連帯責任を負います。

また、契約時、すでに契約者がこの能力に欠けている場合には、連帯保証人がこの契約を締結します。

16. その他

やまがた介護事業者認証評価制度における認証。

(令和7年3月1日認証更新)

* この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条及び厚生労働省令第35条（平成18年3月14日）第133条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、重要事項説明書を二部作成し、契約者に対して契約書及び本書面に基づき、重要事項を説明し、そのうちの一部を交付しました。

事業所	所在地	〒990-2303 山形市蔵王上野 920 番地
	名 称	蔵王やすらぎの里 指定短期入所生活介護事業所 指定介護予防短期入所生活介護事業所
	説明者	印

私は、契約書及び本書面により、施設から短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け同意し、一部を受領しました。

契約者	住 所	〒 ー
	氏 名	印
身元引受人	住 所	〒 ー
	氏 名	印
連帯保証人	住 所	〒 ー
	氏 名	印

※本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・捺印し、これをもって契約開始となります。